

日立市震災復興計画

～ 安心・活力を未来へ ～

平成23年9月

日立市

< 目次 >

第1章 計画の策定に当たって

- 1 策定の趣旨 (2)
- 2 計画の位置付け (2)
- 3 計画期間 (3)

第2章 復興の基本理念と目標

- 1 基本理念 (4)
- 2 計画の目標 (5)
- 3 計画策定の体系 (7)

第3章 復興に向けた取組

- 1 市民生活の早期再建 (8)
- 2 公共施設の復旧・復興 (12)
- 3 災害に強いまちづくりの実現 (19)
- 4 活力ある「未来都市ひたち」の創造 (25)

第4章 復興の推進に向けて

- 1 計画の推進体制の確立 (30)
- 2 復興財源の確保 (31)
- 3 国・県への要望 (32)

(参考資料)

- 1 日立市の被災状況等 (34)
- 2 復旧・復興事業に関する予算措置の状況 (36)
- 3 計画策定の経過 (39)

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震により、本市では過去最大の震度6強を記録しました。

幸いにも人命こそ奪われませんでした。これまでに経験したことのない巨大地震と津波により、建物の全半壊や一部損壊は1万5千件を超え、最大で69箇所の避難所に1万3千人以上の市民が避難しました。

また、公共施設や道路・河川のほか、電気、ガス、水道などの生活インフラにも大きな被害が生じました。

この東日本大震災からの早急な復旧を進めるとともに、単なる被害の復旧だけでなく、震災を教訓とした災害に強いまちづくり、そして、震災を契機とした活力あるまちづくりに向けた計画的な復興に取り組むことによって、今後、市民が安心して暮らすことのできる活力にあふれたまちを実現していくため、「日立市震災復興計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、東日本大震災からの本格的な復興に向けて、市民や事業者の将来に対する不安を少しでも解消するため、復興に対する本市の基本的な考え方や、施策の方向性を示すものです。

また、この計画に定められた基本理念や復興に向けた取組などについては、地域防災計画のほか、現在策定中の「日立市総合計画（平成24～33年度）」に適切に反映させていくことで、中長期的な視点からも活力ある日立市の復興に資することとします。

3 計画期間

本市では、多数の民間施設や公共施設が被災したものの、東北地方沿岸自治体のような壊滅的な被災は免れることができました。また、平成 24 年度から新しい総合計画がスタートします。

そこで、市民の生活再建や、公共施設の復旧等については、喫緊に取り組むこととし、また、総合的な防災対策や産業の活性化策等については、スピード感を持った対応が必要であることから、計画期間については、平成 23 年度を初年度とする 3 年間（平成 23～25 年度）とします。

なお、平成 26 年度以降に実施する施策や事業については、日立市総合計画に位置付けながら着実に取り組んでいきます。

【計画の工程表】

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
震災復興計画 (H23～25)	▶										
新総合計画 (H24～33)	▶ 基本構想（平成 24～33 年度）										
	▶ 前期基本計画						▶ 後期基本計画				
日立市の復興	▶ 復旧期	▶ 再生期				▶ 発展期					

～ 日立市の復興工程 ～

※復旧期：主にインフラの復旧や都市基盤の再建に集中的に取り組む期間

※再生期：早期復旧から発展期への移行期間として、地域再生の基礎づくりに取り組む期間

※発展期：安心と活力で潤うまちとして新たな日立市を構築する期間

第2章 復興の基本理念と目標

1 基本理念

今回の地震とこれに伴う津波は、日立市民にとっても初めての経験であり、震災からの一日も早い復旧・復興を果たすことは、全ての市民に共通する願いです。

このためには、被災者の生活再建を支援しつつ、恵まれた本市の自然環境を基盤としながら、住み慣れた地域コミュニティの中で、市民が安心して住み、働き、学び、集える豊かな社会の形成を目指していかなければなりません。

また、我々は、この震災によって、改めて自然との共生の厳しさ、人と人との「絆」の大切さ、災害への備えの重要性を学びました。これからは、いつ、どこで大きな災害が起きても不思議ではないという心構えを持ちながら、一刻も早く、災害に強く、安心して暮らせるまちづくりを実現していく必要があります。

一方で、震災以前から、本市では、人口の減少や少子高齢化の進行、中心市街地の衰退、財政状況の悪化など、数多くの課題に直面していました。

そこで、今回の大震災を契機とした本市の復興は、単なる震災前への原状回復にとどまることなく、従前から市が抱えていた構造的な課題も踏まえながら、「安心と活力で潤うまち」に再生させ、更なる発展に結び付けていくことが必要であると考えています。

このような観点から、復興計画の基本理念を次のとおり掲げることとします。

復興の基本理念 ～ 安心・活力を未来へ ～

- 震災により被害を受けた「市民生活の再建」と「公共施設等の復旧・復興」に向けた取組を迅速に進めます。
- 今回の震災を教訓として、各種防災対策の拡充等を図るとともに、自助・共助・公助で支える安全な地域づくりを一層推進し、災害に強く、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- 震災からの復興を、従前から市が抱えていた構造的な課題の解決や、利便性・効率性を優先したライフスタイルの転換期として捉え、少子高齢化やエネルギー問題などに先導的に取り組むことで、活力ある日立市の再生を図ります。

2 計画の目標

本計画では、復興の基本理念を踏まえ、東日本大震災を契機として、本市をより住みやすいまちに発展させるため、4つの基本目標を定めて早期の復旧・復興に取り組みます。

(1) 市民生活の早期再建

一日でも早く震災前の安定した生活を回復させるため、被災者の物心両面からの生活再建を最優先に取り組みます。

特に、生活基盤である家屋等の補修については、二次災害を防止する観点からも、市独自の支援策を含めた対応を進めます。

さらに、津波により甚大な被害を受けた水産業をはじめとして、各方面の産業の復興に向けた取組を支援し、地域経済を早期に回復させることで、市民の安定した生活を取り戻します。

- ▶ 被災者に対する各種生活支援の円滑な実施
- ▶ 被災者の生活基盤（住環境）の確保
- ▶ 復旧に向けた被災者の経済的負担の軽減
- ▶ 事業者等への復興支援

(2) 公共施設の復旧・復興

被災した道路、河川、上下水道施設等の生活インフラについて、本格的な復旧作業を早急に進めます。

また、学校、福祉施設、市役所庁舎など、市民の利用に供する公共施設についても、被災の状況や程度などを踏まえて、改修又は改築等の方針を検討し、機能の回復を図るとともに、この震災をきっかけに、将来を見据えた施設の在り方等も検討し、場合によっては統合や廃止等を進めるなど、計画的・効率的な施設整備に努めます。

- ▶ 生活インフラの早急な復旧
- ▶ 被害を受けた公共施設の早急な復旧・復興
- ▶ 被災状況、時代の潮流等に応じた施設の在り方、整備手法等の検討
- ▶ ライフライン・緊急避難用道路等の整備充実

(3) 災害に強いまちづくりの実現

地域コミュニティを中心としたまちづくりの歴史を受け継ぎながら、今回の大震災の教訓を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となった自助・共助・公助による協働のまちづくりを推進することで、大災害から人命を守り、被害を最小限に食い止めることができる安全都市の構築に取り組みます。

また、地域防災計画を再検証し、より適切に、よりスムーズな災害対応ができるように、ハード・ソフトの両面から見直しを行います。

- ▶ 情報通信体制等の強化
- ▶ 被災者救援体制等の確立
- ▶ 避難所の運営体制と環境の整備
- ▶ 地域・市民の防災力の向上
- ▶ 原子力災害への対応

(4) 活力ある「未来都市ひたち」の創造

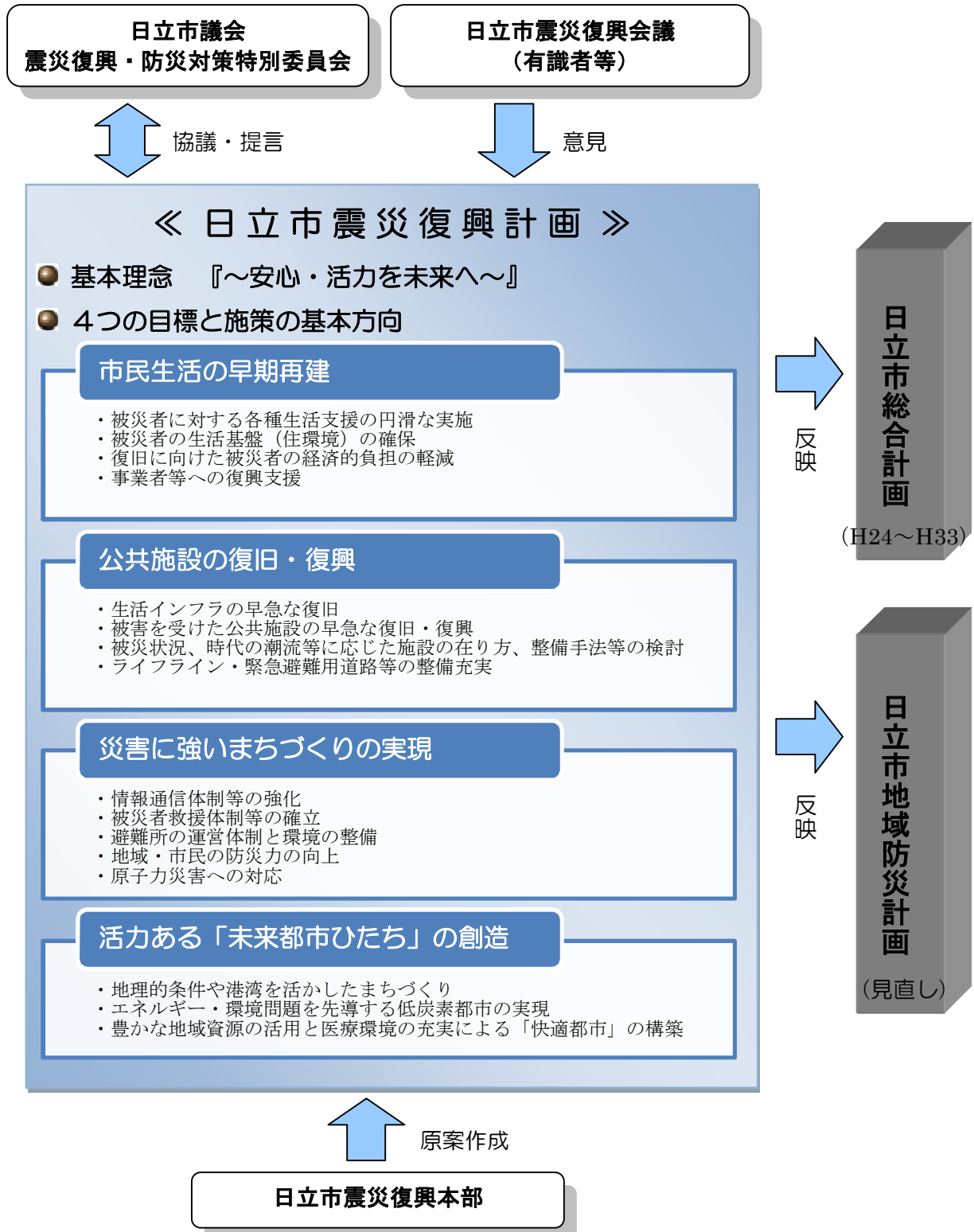
地域活力を牽引する既存産業の復興を支援するとともに、本市の地理的特性（関東地方と東北地方の結節点、あるいは北関東地方の海の玄関口）を踏まえた物流インフラの整備をはじめ、エネルギー・環境問題などに先導的に取り組むことで、基幹産業である製造業のほか、流通、エネルギー、環境、医療など、「成長の核」となる多様な産業が息づく、より活力のある未来都市の構築を目指します。

さらに、本市の恵まれた自然環境や国際性、進取の気風、培われた文化、まちづくりの歴史など、先人先達が築いた地域資源を最大限に活用し、人・もの・情報が集積する県北の中核都市として、誇りと愛着の持てる魅力あるまちづくりを進めます。

- ▶ 地理的条件や港湾を活かしたまちづくり
- ▶ エネルギー・環境問題を先導する低炭素都市の実現
- ▶ 豊かな地域資源の活用と医療環境の充実による「快適都市」の構築

3 計画策定の体系

本計画は、震災復興・防災対策特別委員会（日立市議会）や、震災復興会議（有識者等）の提言、意見等を尊重して策定しています。



第3章 復興に向けた取組

1 市民生活の早期再建

(1) 現状と課題

日立市では、震災直後から、停電や断水などにより市内全域においてライフラインが途絶され、また、道路の破損やガソリン不足等によって物資の供給が停滞したため、最大で69箇所の避難所に1万3千人以上の避難者が集まり、避難所での生活も長期間に及びました。

さらに、被災した家屋は1万5千棟を超え、中でも全壊した家屋は、県内で最も多い409棟にのぼっており、臨時集積所などで受け入れた災害廃棄物（瓦、ブロック、家屋の解体木くず等）は約5万7千トン（8月31日現在）にも達しています。

家屋・敷地が被災した市民は、その復旧に多額の費用を要しており、また、一時的に公営住宅に入居せざるを得ない方もいるなど、市民の経済的・精神的なダメージは、現在でもかなり深刻な状況にあります。

このようなことから、市では、生活再建のための支援制度や各種見舞金等の相談にワンストップで応じるため、『被災者支援総合相談窓口』を市役所及び各支所に開設し、被災者の生活支援を進めてきました。

また、市内事業者の多くが、今回の震災による直接被害のほかに、取引先企業の被災や風評被害等による売上減、資金繰りの悪化などの問題を抱えていることから、本市経済を下支えしている中小企業等に対して、必要な支援が求められています。

今後は、震災前の安定した暮らしを早期に回復するため、住宅、経済、雇用、環境など、生活全般にわたって被災者の生活再建を目指すことが課題となっています。



▲津波に持ち上げられた車（みなと町付近）



▲道路の損壊（国道245号）

(2) 施策の基本方向

一日でも早く被災者の生活を再建し、震災前の安定した暮らしを回復するため、以下の施策に取り組みます。

ア 被災者に対する各種生活支援の円滑な実施

被災者が、各種の生活支援制度を円滑に利用できるよう、ワンストップの総合相談窓口を市役所及び各支所に設置するとともに、被災者支援制度を取りまとめたハンドブックを作成し、被災者の生活支援の充実を図ります。

イ 被災者の生活基盤（住環境）の確保

被災者の生活基盤を確保し、二次災害についても防止する観点から、住宅の復旧や再建への支援（市独自の施策を含む）を行うとともに、市営住宅の提供等により、被災者の住環境の早期改善を図ります。

ウ 復旧に向けた被災者の経済的負担の軽減

復旧に向けた被災者の経済的負担を軽減させるため、被災者生活再建支援金や各種見舞金・義援金等の早期支給を進めるほか、市県民税や各種保険料、介護サービス利用料や保育料等の減免を行います。

エ 事業者等への復興支援

震災の影響により、市内事業者の経営環境が悪化する中、被災した中小企業の資金繰りや建築物再建等を支援し、地域経済を早期に回復させることで、市民の安定した生活を取り戻します。



▲河原子海岸の津波被害



▲久慈漁港の津波被害

(3) 復興施策

【ア 被災者に対する各種生活支援の円滑な実施】

(※事業期間は年度表示)

事業名	事業概要	事業主体	区分	事業期間
被災者支援総合相談窓口の設置	被災者の各種支援制度に関する相談・申請受付に、ワンストップで対応（市役所・各支所）	市	実施済	H23
休日窓口開庁による り災証明書の早期発行	休日に市民課等の窓口を開庁し、り災証明書の早期発行に対応（市役所・各支所）	市	実施中	H23
被災者支援のお知らせ (ハンドブック)の作成	被災者支援制度を取りまとめたハンドブックの作成	市	実施済	H23

【イ 被災者の生活基盤（住環境）の確保】

事業名	事業概要	事業主体	区分	事業期間
被災住宅修繕工事費の助成	住宅の屋根、外壁、基礎、塀等を修繕する場合、修繕費用の一部を助成（工事費の30%、上限額10万円）	市	実施中	H23
水道管（宅地内）修理費の助成	破損した水道管（宅地内）の漏水修理費用の一部を助成（H23.6月末まで（工事費の1/2、上限額1万円））	市	実施済	H23
被災者に対する市営住宅の提供	被災者が市営住宅に一時入居する場合の住宅使用料の免除（6箇月以内）	市	実施中	H22～23
住宅再建用の宅地支援	現地での住宅再建が困難な被災者に対する宅地（市有地）の優先売却	市	検討中	H23
被災住宅の建替え等に 係る手数料等の減免	・建築物確認申請手数料 ・開発行為許可等申請手数料	市	実施中	H23
災害廃棄物の処理	災害廃棄物（瓦、ブロックなど）の臨時集積所の設置及び処理	市	実施中	H23

【ウ 復旧に向けた被災者の経済的負担の軽減】

事業名	事業概要	事業主体	区分	事業期間
被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援法に基づき、住宅の被害程度と再建方法に応じた支援金を給付	国・県	実施中	H22～26
災害見舞金等の支給	・茨城県、日立市災害見舞金 ・日立市災害弔慰金 ・日立市災害障害見舞金	県・市	実施中	H23

事業名	事業概要	事業主体	区分	事業期間
災害義援金の配分	日本赤十字社等及び県、市に寄せられた義援金の配分	義援金受入団体・県・市	実施中	H23
生活資金等の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金の貸付 ・日立市生活資金の融資 ・生活福祉資金の貸付 ・母子・寡婦福祉資金の貸付 	市・県・市社協	実施中	H22～
市税の減免、徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・市県民税 ・軽自動車税 ・固定資産税、都市計画税 	市	実施中	H23
各種保険料の減免	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料 ・後期高齢者医療保険料 ・国民年金保険料 ・介護保険料 	国・市・後期高齢者医療広域連合	実施中	H23
上下水道料金の減免	基本料金の 1 箇月分及び使用水量から 2 m ³ を減免 (H23.5 月検針分まで)	市	実施済	H23
医療費や介護サービス利用料等の減免等	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険、後期高齢者医療保険の一部負担金 ・医療福祉費支給制度 (マル福) の一部負担金 ・健康診査個人負担金 ・介護サービス利用料 ・障害福祉サービス等利用料 	市・各健康保険者	実施中	H23
子どもの養育支援に係る各種減免	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園授業料 ・児童クラブ保護者負担金 ・保育所保育料 	市	実施中	H23

【工 事業者等への復興支援】

事業名	事業概要	事業主体	区分	事業期間
水産業災害復旧の支援	漁協及び水産加工組合が所有する建物、設備等の修繕費用の一部を助成 (補助率 1/2)	市	実施中	H23
中小・小規模企業被災建築物再建の支援	被災した工場、店舗等の修繕、解体費用及び仮設店舗等の賃借料の一部を助成 (H23.5 月末まで (補助率 1/4・1/2))	市	実施済	H23
東日本大震災復旧緊急保証制度	経営安定化資金を融通するための保証協会の限度額別枠化	県信用保証協会	実施中	H23
被災した市内中小企業の資金繰り支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自治・振興金融融資 ・日本政策金融公庫 (東日本大震災復興特別貸付) ・茨城県 (東日本大震災復興緊急融資) 	市・日本政策金融公庫・県	実施中	H23～

2 公共施設の復旧・復興

(1) 現状と課題

今回の震災によって、道路や上下水道施設等の生活インフラをはじめ、学校や福祉施設、シビックセンター、市役所庁舎など、市内の多数の公共施設が大きな被害を受けました。

その被害総額は、最低でも 100 億円を超えると推計しており、特に、市民運動公園中央体育館や水木小学校、くじ保育園などについては損傷が著しく、建て替えを含めた早急な対応が必要な状況です。

また、津波により、久慈交流センターや久慈サンピア日立なども被害を受け、特に、物流拠点港としての茨城港日立港区では、液状化現象などにより港湾施設に甚大な被害を受けたことで、物流機能が著しく低下しています。

さらに、高速道路やJR等の各交通機関も、震災直後は機能がマヒし、広域的な人や物資の輸送に影響が出ました。

今後、公共施設の復旧・復興を行うに当たっては、様々な災害から市民の生命・財産を保護するという考えのもと、ライフラインの更新・耐震化や津波等に対する防災力の強化を図るとともに、道路、河川等の早急な機能回復と、市民の利用に供する学校・福祉施設等の早期復旧を進めることが課題となっています。

なお、今回、被害の大きかった公共施設の多くは、高度経済成長期である昭和40年代前後に建設された、いわゆる旧耐震基準の施設であり、以前から老朽化に伴う建て替えの必要性や、地震による倒壊等の危険性が指摘されていました。

この震災をきっかけとして、公共施設の耐震化を早期に進めることはもちろん、時代の変化を認識し、従来のように単に施設の更新を行うのではなく、統合や廃止等を含めた様々な対応を検討していく必要があります。

(2) 施策の基本方向

被災した公共施設の復旧を進めるとともに、災害に強い都市基盤の整備を図るため、以下の施策に取り組みます。

ア 生活インフラの早急な復旧

被災した道路、河川、公園、上下水道施設等の生活インフラについて、本格的な復旧作業を早急に進めます。

イ 被害を受けた公共施設の早急な復旧・復興

被災した公共施設（学校、福祉施設、市役所庁舎など）について、被災の状況や程度などを踏まえて整備方針（原形復旧又は改築）を検討し、市民生活に与える影響が最小限となるように復旧作業を行います。

特に市役所庁舎は、再度の被災に備え、防災センター機能を含めた早急な整備を行う必要があります。

ウ 被災状況、時代の潮流等に応じた施設の在り方、整備手法等の検討

今回の震災をきっかけとして、被災施設の状況や、類似施設の適正な配置等を踏まえた上で、将来を見据えた施設の統合や廃止等の方向性を検討します。


また、再度の被災を想定して、公共施設（特に学校や福祉施設）の耐震化を早期に進め、安全性や利便性の向上を図ります。

エ ライフライン・緊急避難用道路等の整備充実

災害時におけるライフラインの維持又は復旧期間の短縮により、市内に安定的な水の供給を行うことができるようにするため、上下水道施設の更新や耐震化を図ります。また、海岸部の避難路等や山側団地等の避難用道路の整備を検討します。

(3) 復興施策

【ア 生活インフラの早急な復旧】

施設名	主な被害状況	整備方針
道路	被災箇所数 787 箇所 (8/31 現在)	○早急に本格復旧を進める。  ▲第2 導水管の漏水 (取水場～森山浄水場)
河川	被災箇所数 34 箇所 (8/31 現在)	
公園	被災箇所数 39 箇所 (8/31 現在)	
上下水道施設	(1)水道施設 ・路上漏水 207 箇所 (7/7 現在) ・宅地内漏水 1,475 箇所 (7/7 現在) ・送水管、浄水場、ポンプ場等の破損 (2)下水道施設 ・マンホール浮上等 104 箇所 (7/7 現在) ・管路、処理場、ポンプ場等の破損	

【イ 被害を受けた公共施設の早急な復旧・復興】

施設名	主な被害状況	整備方針
市役所庁舎	<p>(1)庁舎間連絡通路の破損、段差発生 (2)庁舎間連結部の緩衝金具等の破損 (3)内外壁の亀裂等</p>  <p>▲庁舎接続部の外壁はく離</p>  <p>▲第2・5庁舎間連絡通路</p>	<p>【早期に改築を実施】</p> <p>○平成 21・22 年度に実施した耐震診断調査において、全ての庁舎が震度 6 強以上の地震で倒壊のおそれ有り指摘されている。</p> <p>○今回の地震では、主要構造部の損傷は生じなかったものの、内外壁の亀裂等が著しく、安全性の確保が困難であったため、災害対策本部の設置など、防災拠点としての役割を果たせなかった。</p> <p>○また、建物の安全性確保だけでなく、施設の老朽化、狭隘化、バリアフリー化への対応といった課題もあるため、耐震補強や大規模改修では不十分であり、改築（建て替え）が望ましい。</p>
くじ保育園	<p>(1)園舎外壁の崩壊、内壁タイル及び柱の亀裂、損壊等 (2)園庭の南東側に地割れ、擁壁に割れと膨らみ（崩壊の危険有）</p>  <p>▲外壁の崩壊</p>	<p>【早期に改築を実施】</p> <p>○改修が困難であることから、早期に現敷地内での改築を行う。</p> <p>○園舎改築は、平成 23 年度中の完成を目指す。</p>

施設名	主な被害状況	整備方針
鮎川体育館	<p>内壁の亀裂、軒天材の落下等</p>  <p>▲内壁の亀裂</p>	<p>【早期に耐震改修を実施】</p> <p>○耐震診断調査・設計を進め、早期に耐震改修を行う。</p>
水木小学校	<p>(1)校舎（本館）内外柱にせん断クラック（建物内立ち入り危険） (2)学校敷地の南・北側に地割れ（法面崩壊の危険有）</p>  <p>▲学校敷地の地割れ（北側）</p>	<p>【早期に改築を実施】</p> <p>○改修が困難であることから、現敷地内での改築を行う。</p> <p>○国庫補助などの特定財源を確保しながら、校舎改築は平成 25 年度の完成を目指す。 平成 23 年度 設計 平成 24 年度 工事着工</p>
市民運動公園中央体育館	<p>(1)コンクリート柱 18 本中、柱脚部 11 本圧壊、柱頭部 4 本破損 (2)基礎が陸上競技場側に不同沈下（最大で 14.3 cm） (3)屋内の壁落下等</p>  <p>▲コンクリート柱の柱脚部圧壊</p>	<p>【整備内容を検討して改築】</p> <p>○改修が困難であることから、現敷地内での改築を行う。</p> <p>○改築に当たっては、日立市の復興を担う中心的な施設として、イベント等が開催可能な付加機能を有する施設を検討する。</p> <p>○平成 31 年度の国体開催を見据え、早期の整備（5 年以内）を図る。</p>

【ウ 被災状況、時代の潮流等に応じた施設の在り方、整備手法等の検討】

施設名	主な被害状況	整備方針
<p>久慈サンピア 日立スポーツ センター</p>	<p>(1)スケート場（体育館） ・津波によるフロア全体及び冷凍設備の冠水、躯体（屋根部柱脚）の一部損傷 (2)プール ・プール本体及びプールサイドインターロッキングの陥没、破損 ・循環及びろ過配管等の破損 (3)テニスコート ・津波による人工芝破損 ・下地コンクリートの陥没、隆起</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">▲津波によるテニスコートの破損 ▲プールサイドの陥没</p>	<p>【施設の再整備を検討】</p> <p>○スケート場、プールについては、津波による被害が甚大であり、原形復旧が困難であることから、市内類似施設の配置状況や整備費用等を踏まえ、施設の再整備を検討する。</p>
<p>河原子幼稚園</p>	<p>園舎敷地の地割れに伴う園舎の傾き</p>  <p style="text-align: center;">▲園舎敷地の地割れ</p>	<p>【機能移転又は廃止を検討】</p> <p>○他施設への機能移転、又は廃止を含めた検討を進める。</p> <p>○なお、今後、市内幼稚園全体の在り方についても検討する。</p>
<p>勤労青少年ホーム</p>	<p>(1)内外壁の亀裂 (2)体育室屋根鉄骨の損傷等</p>  <p style="text-align: center;">▲内壁の亀裂</p>	<p>【機能移転及び現施設の用途廃止を検討】</p> <p>○他の公共施設への機能移転及び現施設の用途廃止を検討する。</p>

施設名	主な被害状況	整備方針
郷土博物館	内外壁の亀裂、天井の落下等  ▲天井の落下	【復旧及び改修等の検討】 ○当面は、被害の少なかった常設展示室のみ復旧・供用する。 ○特別展示室、集会室については、耐震診断を実施し、その結果を踏まえて改修等の検討を進める。
学校・福祉施設 その他公共施設全般	多くの施設において、大小の被害発生  ▲萬春園（特養）の天井破損	【施設の耐震化等を早期に実施】 ○公共施設のうち、特に学校・福祉施設の耐震化について、財源を確保しつつ、可能な限り前倒しで進める。 ○なお、今後、類似施設の適正な配置等を含めた検討を行いながら、公共施設全体の復旧・耐震化を進める。

【エ ライフライン・緊急避難用道路等の整備充実】

事業名	事業概要
上下水道施設の更新・耐震化推進	○上下水道施設とも、多くの施設が更新時期を迎えていることから、財政収支も踏まえ、将来にわたり災害に強い施設を計画的に再構築する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設については、「水道事業総合基本計画」を策定し、計画的な施設の更新を進める。 ・下水道施設については、既に策定した「下水道総合地震対策計画」に基づき、施設の更新と耐震化を進める。 </div> ○なお、施設の整備に当たっては、受益者負担の原則に基づいた財源確保策を検討し、世代間の負担の公平性に配慮するものとする。
橋梁の長寿命化（耐震化）推進	橋梁長寿命化計画に基づく維持補修を早期に進めるほか、主要な緊急輸送道路における橋梁の耐震化を図る。
海岸部における海岸保全施設、避難路等の整備	津波対策のため、海岸保全施設の整備を促進するとともに、円滑な避難が可能となるよう、海岸部における避難路や避難階段の整備を検討する。

事業名	事業概要
山側団地における緊急避難用道路の整備	災害時に、避難や物資輸送等が円滑に実施できるように、山側団地と幹線道路とのアクセス道路（緊急避難用道路）の整備を検討する。
BRT（バス専用走行路等による輸送システム）の整備推進	災害時の移動手段の確保を図るほか、避難や緊急車両等の円滑な交通を確保するため、旧日立電鉄線跡地を活用したBRTの整備を推進する。
防火水槽の耐震化推進	災害時の、停電時などにおける消防水利の確保を図るため、防火水槽の更新等による耐震化を計画的に進める。



▲東連津川を上っていく津波



▲浸水する会瀬地区

3 災害に強いまちづくりの実現

(1) 現状と課題

日立市では、地震発生直後から、屋外放送塔や戸別受信機を用いて、海岸部からの避難を呼びかけるとともに、災害対策本部を消防拠点施設内に設置して、小中学校及び交流センター等に職員を派遣し、避難所を開設しました。

また、上下水道施設や道路・河川等の被害状況を早急に把握し、応急復旧を進めたほか、市内全域が断水したことに伴う給水活動や、大量に発生した災害廃棄物の臨時集積所を設けるなど、様々な被災者救援活動に取り組みました。

しかし、未曾有の規模であった今回の震災では、地震や津波によって多数の家屋等が損壊したほか、電気・ガス・水道などのライフラインが途絶し、さらに、電話などの通信手段や、道路・鉄道等の交通手段が寸断されるなど、市内全域に大きな被害が及びました。

このため、避難所の開設・運営や、市民への情報提供、被災者に対するきめ細かな救援活動など、地域防災計画に定められた災害対策が十分に機能できず、結果として、全ての市民に対して公平で十分な支援ができなかったという大きな教訓が残りました。

一方で、各コミュニティの自主防災組織は、避難所の運営協力をはじめとして、各種災害対策活動に大きな役割を果たしており、改めて被災時におけるコミュニティの重要性を認識する機会となりました。

また、東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故は、食品類をはじめとして、市民の日常生活における様々な場面での放射能汚染が問題となっており、農林水産業などの事業活動が広範囲にわたって大きな打撃を受けているほか、約半年が経過した今でも、市民の健康に対する不安は払拭されておらず、これまでの原子力災害対策に対する考え方が、根底から覆されるものでした。

今後は、これらのことを踏まえた上で、防災体制の抜本的な見直しを行い、地域全体の防災力を強化していくことが課題となっています。



▲避難所での生活



▲給水を待つ列（油縄子交流センター）

(2) 施策の基本方向

今回の震災時における災害対応の反省点を踏まえ、防災体制を抜本的に見直し、地域全体の防災力の強化を図るため、以下の施策に取り組むとともに、日立市地域防災計画の見直しを行います。

ア 情報通信体制等の強化

応急対策活動の基本となる情報収集・伝達手段の拡充や、活動体制の強化を図るとともに、災害情報等の各種情報を市民に提供するための広報手段・体制の拡充を図ります。

イ 被災者救援体制等の確立

自力で避難することが困難な高齢者や障害者等（災害時要援護者）の避難誘導體制を整備するほか、帰宅困難者を含めた避難者・在宅被災者・災害時要援護者等に対する非常用食糧等の物資供給など、被災者救援体制等の確立を図るとともに、防災関係機関や医療機関等との連携を図ります。

ウ 避難所の運営体制と環境の整備

迅速で円滑な避難所の開設及び運営を図るため、コミュニティ等との連携体制の強化を図るほか、避難者が安全で安心な避難所生活を送ることができるように、避難所の環境整備を図ります。

エ 地域・市民の防災力の向上

防災意識の啓発などにより、自助・共助・公助の考え方に基づいた各コミュニティ及び市民一人ひとりの防災力の向上を図るとともに、自主防災組織、企業及び医療機関などの関係機関との連携強化を図ります。

オ 原子力災害への対応

市民生活に関連する放射線及び放射能濃度を測定して結果を公表するなど、市民に安全安心な情報を提供するための必要な施策を実施します。

また、原子力災害対策を抜本的に見直し、日本原子力発電東海第二発電所において福島原発と同様の事故が発生した場合を想定した住民の避難計画等を策定するほか、原子力施設の安全確保に向けた事業者等との連携強化を図ります。

(3) 復興施策

【ア 情報通信体制等の強化】

事業名	事業概要
災害対策本部の通信伝達手段の確保・充実	<p>(1) 情報収集媒体の整備 災害対策本部における情報機器類の整備（テレビ、インターネット用パソコン等）を進める。</p> <p>(2) 通信手段の拡充 避難所等への防災無線の増設を行うほか、災害時優先携帯電話の活用を進めるなど、災害対策本部と避難所及び避難所間等の通信手段の拡充を図る。</p> <p>(3) 活動体制の整備充実 災害対策本部における執務機器類の整備のほか、庁舎内における非常用電源対策及び活動用燃料の備蓄を進めるとともに、職員体制や防災訓練の充実を図る。</p>
市民に対する広報連絡手段の確保・充実	<p>(1) 戸別受信機の整備推進 早期全戸配布に向けた前倒し整備への調整や、受信困難世帯への改善対策等を引き続き実施する。</p> <p>(2) 屋外放送塔の改善 難聴取区域への増設及び機器類の改善等を行う。</p> <p>(3) 各種放送媒体の活用 コミュニティ FM やケーブルテレビなど、市域に固有の放送媒体との連携強化を図り、市民への PR を促進するほか、その他の放送媒体の活用を一層推進する。</p> <p>(4) 広報車による広報の充実 広報車及び職員体制の充実を図る。</p>

【イ 被災者救援体制等の確立】

事業名	事業概要
要援護者の支援体制の確立等	<p>(1) 要援護者等の支援体制の確立 自力で避難することが困難な高齢者や障害者等（要援護者）の避難誘導等の実施体制の確立を図る。</p> <p>(2) 福祉避難所の設置 社会福祉施設等の協力を得ながら、一般の避難所では生活に支障をきたす高齢者や障害者等のための福祉避難所について、設置を推進する。</p>

事業名	事業概要
生活物資等の供給体制整備	<p>(1) 飲料水・食糧・生活物資等の供給体制整備</p> <p>要援護者等に対する飲料水等の戸別配布については、民生委員、コミュニティ、近隣協力者等の協力を得ながら体制の充実を図るとともに、関連事業者等との連携強化を推進する。</p> <p>なお、在宅被災者に対する供給については、コミュニティ等の協力を得ながら、避難所を配布場所とした体制を整備する。</p>
水道水の応急給水活動の体制整備	<p>(1) 応急給水活動の改善</p> <p>給水拠点の見直しを行うほか、配水池等の活用や給水車の効率的な運用など、応急給水活動の改善を図る。</p>
防災関係機関等との連携	<p>(1) 防災関係機関等との連携強化による災害予防等の充実</p> <p>警察及びライフライン関連事業者等をはじめとした、防災関係機関等との連携強化に努め、災害予防及び応急対策の充実を図る。</p>
医療機関等との連携	<p>(1) 災害派遣医療チームの受入体制整備</p> <p>県と連携し、大規模災害時等に派遣される国の災害派遣医療チーム（DMAT）などの受入体制の整備を図る。</p> <p>(2) 常時医療ケアを要する市民の支援体制整備</p> <p>在宅酸素療法や人工呼吸器、人工透析など、常時医療ケアを受けている市民に対する災害時の支援体制の整備を図る。</p> <p>(3) 救護活動等の体制強化</p> <p>大規模災害時における円滑な救出・救護・トリアージ活動に向けた訓練への参加など、医療機関等との連携を強化する。</p>

【ウ 避難所の運営体制と環境の整備】

事業名	事業概要
避難所開設・運営体制の整備	<p>(1) 避難所運営マニュアルの作成</p> <p>避難所の迅速な開設と円滑な運営を図るため、避難所となる小中学校及び避難所運営の協力を受けるコミュニティとの連携協力方法等を含め、具体的な開設・運営手順等を整理したマニュアルを作成する。</p>
コミュニティとの連携	<p>(1) コミュニティとの連携協力</p> <p>住民の避難誘導や避難所の開設・運営など、各種応急活動等における市とコミュニティとの連携協力に向けた協議を進める。</p> <p>(2) コミュニティ版防災ハンドブックの作成・配布</p> <p>コミュニティと行政の役割分担や自主防災組織の活動内容等を整理したハンドブックを作成・配布する。</p> <p>(3) 防災訓練の充実</p> <p>今回の震災を踏まえ、小中学校等を交えた、コミュニティとの合同による、地域の特性に応じた防災訓練の充実を図る。</p>

事業名	事業概要
避難所における物資の確保・充実等	(1) 備蓄倉庫の整備及び水・食糧・生活物資等の備蓄 避難所となる公共施設に備蓄倉庫を整備し、発電機や照明器具などの必要備品及び水・食糧・毛布・生活物資等の備蓄を進める。
物資の調達・運搬体制の整備	(1) 体制の整備充実 水・食糧・生活物資等の円滑な調達に向け、関連事業者及び他の地方自治体等との連携協力の拡充を図る。 また、避難所への迅速な物資運搬に向けた活動用燃料の備蓄を進めるとともに、職員体制の充実を図る。(再掲)

【工 地域・市民の防災力の向上】

事業名	事業概要
生活用水等の確保	(1) 生活用水等の確保 各家庭における雨水貯留槽設置の促進を図るとともに、既存井戸の活用や公共施設における新たな井戸の掘削など、生活用水等の確保を図る。
防災に関する意識の啓発	(1) 家庭版防災ハンドブックの作成・配布 非常用食糧等の家庭内備蓄の推進や、具体的な避難方法など、家庭における防災対策を整理した家庭版防災ハンドブックを作成・配布する。 (2) 非常用持ち出し袋の配布 自助意識の醸成を図るとともに、迅速な避難に資するため、各家庭に非常用持ち出し袋を配布する。 (3) 津波ハザードマップの改訂 今回の津波による浸水範囲等に関するデータの入手を行い、これを反映させた津波ハザードマップの改訂を行う。
企業等との連携協力	(1) 企業との連携協力 災害時における情報共有及び企業の持つ防災力（人的・物的資源）の活用について、連携協力に向けた協議を進める。 (2) コミュニティとの連携協力（再掲） 住民の避難誘導や避難所の開設・運営など、各種応急活動等における市とコミュニティとの連携協力に向けた協議を進める。 (3) ボランティアとの連携協力 日立市社会福祉協議会との協働により受入・活動体制を整備し、中・高・大学生をはじめとした各種ボランティアとの連携協力を図る。

事業名	事業概要
防災教育の充実	(1) 防災教育の充実 災害から身を守る意識・行動等を日常的に学ぶ機会を提供するため、園児・児童・生徒に対する防災教育の充実を図る。
消防団の充実強化	(1) 消防団の充実強化 消防団員を確保するとともに、地域における消防・防災関係団体との連携を進めるなど、その充実強化を図る。
自主防災組織の活動体制の充実	(1) コミュニティ版防災ハンドブックの作成・配布 （再掲） コミュニティと行政の役割分担や自主防災組織の活動内容等を整理したハンドブックを作成・配布する。 (2) 防災訓練の充実 （再掲） 今回の震災を踏まえ、小中学校等を交えた、コミュニティとの合同による、地域の特性に応じた防災訓練の充実を図る。

【オ 原子力災害への対応】

事業名	事業概要
市民への安全安心情報の提供	(1) 定期的な放射能濃度測定による情報提供等 市民生活に関連する放射線及び放射能濃度の測定を行い、市内の汚染状況の把握に努めるとともに、測定機器の貸出しや、特に放射線の影響を受けやすい子供に配慮しながら公共施設の放射能対策を行うなどにより、市民に安全安心な情報を提供する。
災害対策の抜本的見直し等	(1) 災害対策の抜本的見直し 原子力災害対策を抜本的に見直し、東海第二原発において福島原発と同様の事故が発生した場合を想定し、環境放射線及び原子力施設監視体制の強化、住民の避難誘導體制、緊急被ばく医療体制等の確立を図る。 (2) 災害対策本部体制の拡充 災害の態様や程度に応じ、迅速で的確な応急対策活動を実施できるように、原子力専門家や医師等から、必要に応じて随時意見を聴取できるように災害対策本部の体制拡充を図る。
原子力事業者との連携強化	(1) 原子力安全協定の見直し 原発の隣接自治体においても、施設の安全確保のための措置に関する請求など、所在自治体と同様の措置等が行えるように、原子力安全協定の見直しに向けた事業者等との協議を進める。

4 活力ある「未来都市ひたち」の創造

(1) 現状と課題

日立市では、震災以前から、人口の減少や少子高齢化の進行、中心市街地の衰退、財政状況の悪化など、様々な課題を抱えていました。

さらに、今回の地震や津波によって、沿岸部をはじめとする市内全域が被災し、市民生活や企業活動に深い傷跡を残しました。

また、二次的に発生した福島原発の事故は、環境汚染や人体への健康被害に対する危惧のみならず、農作物等に対する出荷制限などの実害や風評被害を招き、いまだ事態の収束が見えない中で、市民生活の大きな不安材料となっています。

そして、この原発事故は、電力需要に対する供給不足をはじめ、エネルギー全体の維持確保に多くの懸念をもたらし、人々の日常生活はもとより、我が国の産業全体、更には国際社会における経済活動にも大きな影響を与えています。

この歴史的な大震災からの苦難を乗り越え、日立市が、今後も持続的に発展可能な自治体で在り続けるためには、今回の震災からの復興を、単なる原状回復にとどめることなく、従前から市が抱えていた課題も踏まえながら、市全体を「安心と活力で潤うまち」に再生させ、次世代への発展に結び付けて行かなければなりません。

一日でも早く、この復興を実現するためには、日立市がこれまでに培ってきた歴史や文化、自然環境などの地域資源、いわゆる「地域力」を活用しつつ、市民・企業・行政が、それぞれ持てる力を結集し、共に支え合いながら、人材の育成や、『成長の核』となる新たな産業の振興などに積極的に取り組んでいくことが必要です。

今回の震災では、津波や原子力災害の影響等により、JR 常磐線や常磐自動車道など、関東地方と東北地方沿岸部を結ぶ大動脈が機能を失い、物流等がストップしました。

これら太平洋沿岸部の交通網の重要性を改めて認識するとともに、日立市が関東地方と東北地方沿岸部とを結ぶ、ちょうど中間点に位置するという地理的条件を活かしたサプライチェーン（流通網）部門の産業育成や、市内流通基盤（物流インフラ）の整備による東北地方の復興支援といった役割を担っていくことが求められています。

また、原子力関連施設の隣接市として、エネルギー・環境問題に対して先導的に取り組むことで、多様なエネルギーを活用する低炭素都市を実現するなど、新たな産業及び雇用の創出を積極的に図っていくことが必要です。

(2) 施策の基本方向

安心と活力にあふれるまち「未来都市ひたち」の創造を実現するため、『成長の核』となる新たな産業及び雇用の創出に向けた以下の項目に取り組み、人材の育成や地域経済の発展等を目指します。

ア 地理的条件や港湾を活かしたまちづくり

日立市の地理的条件を活かし、関東地方と東北地方との流通を担う拠点都市の構築を図るため、物流インフラの整備や新たな産業の育成に努めます。

- サプライチェーン（流通網）関連産業の育成
- 物流インフラ（幹線道路・日立港区等）の整備促進

イ エネルギー・環境問題を先導する低炭素都市の実現

今回の震災をきっかけに、消費拡大型の社会から、省エネ型のエコロジー社会へと、市民や企業の価値観が大きく変化する中で、循環型社会への転換や、環境保全への取組を一層推進し、多様なエネルギーを活用する「環境と調和した新しい都市づくり」を進めます。

特に、日本経済団体連合会が進めている「未来都市モデルプロジェクト」のモデル都市となっていることから、企業等との連携を図り、地域単位での新しいエネルギーシステムの構築を目指します。

- 企業との連携によるスマート工業都市構想
- 新たに立地する LNG 基地を活用した産業の創出
- 交通インフラの整備等による公共交通・一般交通の EV 化促進

ウ 豊かな地域資源の活用と医療環境の充実による「快適都市」の構築

日立市が有する地域資源（人材、自然環境、歴史・文化など）を活用した復興事業を進めつつ、今回の震災からの教訓をもとに、市民の「命を守る」視点からのまちづくりを一層推進するため、地域医療体制の整備に重点を置くことで、子どもから高齢者まで、全ての市民が安心して健やかな生活を営むことができる、「快適さ」のある新しい日立のかたちを目指します。

- 医療姉妹都市構想などによる地域医療環境の充実
- 産学官の連携による人材の育成・活用
- イベント等の誘致による交流人口の拡大

(3) 復興施策

【ア 地理的条件や港湾を活かしたまちづくり】

事業名	事業概要
日立市の地理的条件を活かした新たな産業の育成	日立市の地理的条件を活かし、東北地方の復興支援を視野に入れたサプライチェーン（流通網）関連産業の育成等を図るため、再生可能エネルギーなどを利用した流通団地等の整備を目指す。
市内流通基盤（物流インフラ）の整備促進	
(1) 国道6号日立バイパスの整備促進（旭町以南の事業化）	旭町以南の海岸部に計画されている国道6号日立バイパスの早期事業化を促進し、慢性的な交通渋滞の緩和や沿岸部の津波被害の軽減のほか、原子力災害時等の避難道路及び物資の輸送道路としての機能拡充を図る。
(2) 国道6号大和田拡幅の整備促進	国道6号大和田拡幅及び国道245号拡幅（いずれも4車線化）等の整備を促進し、慢性的な交通渋滞の緩和や、原子力災害時等の避難道路及び物資の輸送道路としての機能拡充を図る。
(3) 国道245号拡幅の整備促進	
(4) 主要幹線道路を補完する道路整備の推進	国道6号及び国道245号を補完する幹線道路等の整備を推進し、慢性的な交通渋滞の緩和や、災害時の新たな避難・物資輸送道路網の構築を図る。
(5) 茨城港日立港区等の整備促進	自動車の輸出入の取扱い等をはじめとする物流及び産業活性化の拠点施設であり、北関東の海の玄関口である日立港区及びその後背地について、モータープールやLNG基地を整備するとともに、耐震強化岸壁の整備を促進し、災害時の物流ルートの確保を図る。

【イ エネルギー・環境問題を先導する低炭素都市の実現】

事業名	事業概要
未来都市モデルプロジェクト（日立市スマート工業都市）の推進	日本経済団体連合会が進めている「未来都市モデルプロジェクト」のモデル地域となっている本市の特性を活かし、企業やコミュニティ等との連携を図り、地域単位での新しいエネルギーシステムを構築する。
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【「日立市スマート工業都市」の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実施地域：日立市 2. 実施主体：日立製作所、日立市ほか 3. プロジェクト概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工場でのエネルギー利用の最適化による省エネの実現 (2) 外国人や地元の中小企業への技能教育等の提供 (3) 市民の健康生活と働きがいを高める地域医療環境の充実 4. 実施期間：2011年度～2015年度 5. 事業内容：工業都市での環境配慮型ビジネスモデルを構築し、事業モデルをショールームとして提示することで、全世界での低炭素化の実現を目指す、など。 <p>（「未来都市モデルプロジェクト最終報告」（社）日本経済団体連合会）より一部抜粋）</p> </div>	

事業名	事業概要
LNG 基地を活用した新たな産業の創出	日立港区における東京ガスの LNG 基地建設及びパイプラインの敷設を契機として、化石燃料の中でも CO2 の排出が少ないという環境性や供給安定性に優れた天然ガスを活用し、新たな産業の創出を図る。
交通インフラの整備等による公共交通・一般交通の EV（電気自動車）化促進	
(1) 公用車の EV 導入促進	低炭素化の取組の一環として、今年度から公用車に EV を導入（1 台）したが、CO2 削減や静粛性など、生活環境への影響等を確認しながら、今後の増車を検討する。
(2) 公共交通の EV 導入促進	今回、震災直後の移動手段として、JR 常磐線の運転見合わせや、深刻なガソリン供給不足等により、バス交通の重要性が改めて認識された。今後、更なるバス利用の促進を図るため、BRT 導入による定時性の確保及び鉄道等とのネットワーク化を進め、併せて、低炭素化の取組として EV バス等の導入を検討する。
(3) 一般向け EV の導入促進	上記 2 事業を契機として、最終的には一般向け EV の導入促進を段階的に図っていく。このために、公共・民間施設への EV 充電設備等の導入を促進するなど、市内におけるインフラ整備を進めるとともに、これに関連する新たな産業・雇用の創出を目指す。
公共・民間施設における再生可能エネルギー等の利用促進	(1) 公共施設への太陽光発電システム及び蓄電設備、LED 照明等の導入を促進する。 (2) 現在も取り組んでいる一般家庭等の太陽光発電システムの設置費助成について、環境対策・防災対策の両面から、一層の制度拡充を図る。さらに、蓄電設備への支援等も検討することにより、電力の「地産地消」によるエネルギーの自立を目指す。

【ウ 豊かな地域資源の活用と医療環境の充実による「快適都市」の構築】

事業名	事業概要
地域医療環境の充実	(1) 子どもから高齢者まで、全ての市民が安心して生活できるまちづくりを進めるため、医療機関における医療従事者の確保支援をはじめ、救急医療体制や医療機器の整備、介護・医療の連携等を支援することにより、地域医療環境の充実を図る。 (2) 今回の震災を教訓として、市内医療機関等と連携し、災害に備えた行政レベルにおける広域医療ネットワーク（医療姉妹都市など）の構築を進めるとともに、医療機関における医薬・医材のストック確保、医療データのバックアップ体制の強化など、災害救急診療体制の拡充を支援する。

事業名	事業概要
地域における人材の育成・活用	<p>(1) 産学官が連携し、防災・原子力・都市計画の分野などを中心に、専門的知識・技術を有する人材の育成や、新たな産業の創出を担う人材の育成等を進める。</p> <p>(2) 地域における高齢者のボランティア活動や、高齢者が長年培ってきた技能や知識を活かすことができる環境づくりを進める。</p>
災害の伝承と防災文化の醸成	<p>(1) 今回の地震・津波の悲惨な記憶を後世に伝承するため、震災の映像や写真、報道記録等を保存するとともに、再度の被災防止を祈念して、津波の最高水位等を記した「災害碑」の建立や、「震災復興記念公園」の整備などを行う。</p> <p>(2) 学校をはじめ、家庭や地域における防災教育の充実を図り、生涯学習の観点から災害に対する意識・知識の重要性を学ぶことで、防災を地域の文化・風土として形成し、地域における真の防災力を養う。</p>
市民の活力と市のブランド力の回復・向上	<p>(1) まちの活力を呼び戻すために、「自粛から復興へ」を掲げ、市を挙げた催事・イベント等を積極的に誘致・開催し、交流人口の拡大を図る。</p> <p>(2) 風評被害防止のための正確な情報発信の強化を行うとともに、食・技に優れた日立の製品等を市内外にPRし、震災と原発事故により低下した「日立ブランド」の回復と更なる向上を目指す。</p>



▲災害対策本部



▲自衛隊の支援部隊

第4章 復興の推進に向けて

震災からの復旧・復興を円滑に進めるため、市民、事業者、行政が一体となって知恵と力を結集する体制を確立していくとともに、必要な財源の確保を図ります。

1 計画の推進体制の確立

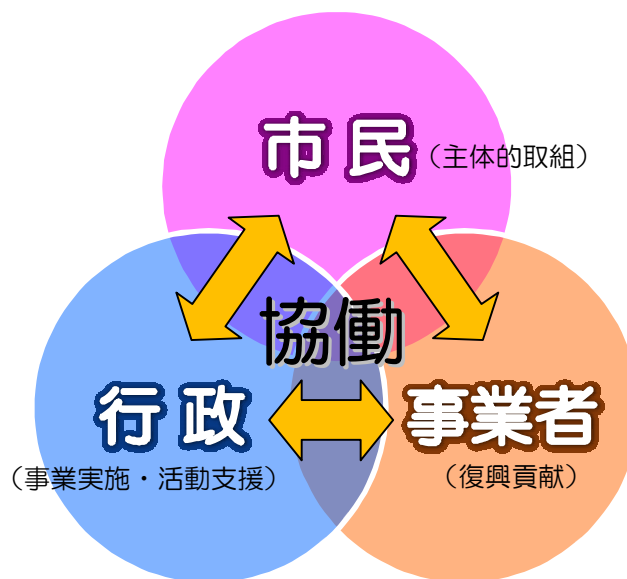
日立市では、震災の発生直後から、市内の各避難所やそれぞれの地域において、コミュニティを中心とする支え合い、助け合い活動が活発に行われ、地域コミュニティの重要性が改めて認識されました。

また、これから本格的な復興が進められる中で、事業者等が取り組む復興貢献活動は、非常に重要な役割を果たすことになります。

今後、震災からの復興を円滑に進め、日立市をより豊かなまちに発展させていくためには、今回の震災で力を発揮したコミュニティと事業者、行政とのパートナーシップ（協働）が非常に重要なものとなります。

これまでに培われてきた助け合いの精神を財産として、自助・共助・公助がそれぞれの役割分担をしながら、協力して効果的な復興を推進していきます。

【市民・事業者・行政のパートナーシップ】



災害に備えた自助・共助・公助の適切な組み合わせ（役割分担）について

今回の大震災では、市内全域で通信手段や交通手段が寸断されたことから、公助の対応能力を超えた状態が続き、公的機関による被災者支援が十分に機能できませんでした。

このため、被災直後の食糧・飲料水の確保や、高齢者など災害弱者の安否確認、避難所の運営などについては、日頃からの自らの備え（自助）や、隣近所の助け合い（共助）が、非常に重要な役割を果たしました。

いずれにしても、食糧・飲料水の確保や安否確認、避難所の運営などについては、「誰かが頑張る」だけでは上手くいかないため、自助・共助・公助の3主体がそれぞれの役割分担をしながら互いに協力することが必要です。

自助とは

・自分でできることを、自分自身で行うことをいいます。「自らの命は、自らで守る」ということです。

共助とは

・個人のみでは解決が困難なことを、住民や事業所、ボランティアの人たちが自主防災組織を結成するなどして、地域で協力して行うことをいいます。「自分たちの地域は、自分たちで守る」ということです。

公助とは

・個人や地域の力では解決できないことについて、県や市町村、消防、警察、自衛隊など、公的機関が行うことをいいます。災害時の「公助」には限界があるので、普段から「自助」、「共助」の充実を図っておくことが重要です。

2 復興財源の確保

今後、震災復興計画に位置付けられた様々な施策・事業を円滑に実施していくためには、その裏付けとなる財源の確保が必要不可欠です。

しかしながら、日立市が、この震災から本格的な復旧・復興を果たしていくためには、国の財政支援を受け、さらに地方債（災害復旧事業債）の発行を行った場合でも、なお数十億円規模の財源が必要であると見込まれることから、震災の影響による市税収入の減少等を考慮すると、この財源の確保は決して容易なことではありません。

そこで、健全財政を維持しつつ、復興財源を確保する手法として、以下の項目に取り組みます。

◆行財政改革の推進

既存事業の見直しを含めた行財政改革を着実に推進し、復興財源の確保を図ります。

◆国庫負担金・補助金等の活用

国庫負担・補助事業等として実施可能な施策については、国に対して要望を行い、積極的に特定財源の確保を目指します。

◆震災復興基金の創設・有効活用

復興事業の進捗に柔軟に対応できるように、10億円規模の震災復興基金を創設し、復興施策に活用します。

◆電源立地地域対策交付金の活用方法の検討

電源立地地域対策交付金の一層の有効活用が図れるように、関係機関等との調整を進めます。

◆住民参加型市場公募地方債の導入の検討

復旧・復興事業に必要な資金調達に際し、調達手段の多様化や、市民との協働によって復興作業を進める趣旨から、住民参加型市場公募地方債の導入を検討します。

◆民間資金等の活用

効率的な復興事業を早期に実現させるため、PPP（公民連携）などの新しい地域経営手法の導入を検討します。民間企業以外にも、NPOや大学、地域コミュニティといった、多様な団体との連携を目指します。

3 国・県への要望

復興事業の推進に当たり、特に財政支援や原子力災害対策、都市基盤の整備等について、近隣自治体との連携を図りながら、国・県に対して次の要望を行っていきます。

◆災害復旧・復興のための財源確保

復旧・復興事業に要する地方負担に対する財源確保については、臨時財政対策債（赤字地方債）の増額等による負担の先送りではなく、地方交付税の別枠加算や国庫負担・補助制度の拡充などにより、抜本的な財源措置を行うこと。

◆（仮称）災害復旧交付金の創設

国庫負担・補助金の一括交付金化や自由度の高い交付金制度の早期創設により、各自治体が、地域の実情に応じた主体的な復興作業に取り組むことができるよう配慮すること。

◆半壊・一部損壊家屋、地盤修復等への支援対象の拡大

半壊・一部損壊の家屋に居住していた世帯や、地盤修復が必要となった世帯、生業に必要不可欠な事業用資産に被害を受けた世帯等についても支援の対象となるよう、被災者生活再建支援法を見直すこと。

◆合併特例債の発行期間延長
<p>復旧・復興事業を優先的に実施するため、合併から 10 年間発行可能な合併特例債の発行期間を 3～5 年間延長すること。（※平成 23 年 8 月 30 日に特例法公布・施行）</p>
◆原子力災害対策の充実
<p>(1) 今回の原発事故の状況を踏まえ、EPZ（※）の範囲拡大をはじめとした、原子力防災指針の見直しを早期に行うこと。（※EPZ：防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲）</p> <p>(2) 日常生活に関連する放射線量や放射能濃度等の基準を明確化するとともに、きめ細かな測定及び結果の公表等を早期に行うこと。また、健康への影響の低減化方策を明らかにして実施するとともに、市民の健康への影響を調査するための検診や放射線の影響によるがん等の疾病対策を実施すること。</p> <p>(3) 今後の原子力立地・安全・災害対策については、現在の発電所等の立地・周辺市町村という区分ではなく、20 km圏（警戒区域）・30 km圏（緊急時避難準備区域）といった、今回の事故対応の実態に即した区分に見直すこと。あわせて、電源立地地域対策交付金（原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分）の給付単価等についても、当該圏域の人口を基準とするなどの見直しを行うこと。</p>
◆都市基盤の整備（1）
<p>～ 国道 6 号日立バイパスの旭町以南の早期事業化 ～</p> <p>慢性的な渋滞緩和を図るため、海岸部にバイパス道路を整備する事業であるが、原子力災害時の避難道路及び物資の輸送道路としての機能拡充のほか、今回の震災において、既設の田尻町～旭町間の海岸部における津波被害を軽減させる効果が認められたため、津波対策も含めて旭町以南の早期事業化を図ること。</p>
◆都市基盤の整備（2）
<p>～ ① 国道 6 号大和田拡幅（4 車線化）の整備促進 ～</p> <p>～ ② 国道 245 号の 4 車線拡幅等の整備促進 ～</p> <p>慢性的な交通渋滞の緩和及び原子力災害時等の避難道路及び物資の輸送道路としての機能拡充のため、早期に拡幅を行うこと。</p>
◆都市基盤の整備（3）
<p>～ 茨城港日立港区の早期復旧・復興 ～</p> <p>茨城港日立港区は、メルセデス・ベンツの日本唯一の輸入港であるとともに、日産車の北米向け輸出で利用されるほか、東京ガスの LNG 基地の建設が計画されるなど、本市の物流及び産業活性化の拠点として大きな役割を担うことが期待されていることから、耐震強化岸壁等の早期整備を図ること。</p>
◆都市基盤の整備（4）
<p>～ 海岸保全施設の整備促進 ～</p> <p>津波発生時の被害を最小限に防止するため、海岸保全施設（防潮堤等）の防災機能の強化を早期に行うこと。</p>

参考資料

1 日立市の被災状況等（平成 23 年 8 月末現在）

（1）災害の概要

- ア 災害の呼称：東日本大震災（4 月 1 日閣議決定）
- イ 地震の名称：平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震

発 生	平成 23 年 3 月 11 日 午後 2 時 46 分
震 源 地	三陸沖（牡鹿半島沖東南東約 130 km 付近 震源の深さ 24 km）
地震規模	マグニチュード 9.0 震度 6 強（日立市） ※日立市では、これまで震度 5 弱が最大（宮城県沖地震（平成 17 年）） ※気象庁発表の市内震度計記録 （助川小学校・十王支所：震度 6 強、日立市役所：震度 6 弱）

（2）日立市の主な被災状況

ア 地震に伴う救急搬送者

- (ア) 3 月 11 日（本震時） 161 人（重症 6 人、中等症 38 人、軽症 117 人）
- (イ) 4 月 11 日（余震時） 1 人（軽症 1 人）

※地震による負傷（けが）のほか、地震に起因して体調不良などを訴えて救急搬送した急病人数

イ 家屋の被災状況（り災証明交付件数の内訳（8 月 31 日現在））

（単位：件）

区 分	交付件数	うち津波によるもの
全壊（流失、浸水高おおむね 1 階天井までの床上浸水）	409	13
大規模半壊（浸水高おおむね 1m 以上の床上浸水）	638	125
半壊（浸水高おおむね 1m 未満の床上浸水）	2,985	428
一部損壊	11,655	155
合 計	15,687	721

ウ 住民避難の状況（最大時）

区 分	避難所数 (箇所)	避難者数 (人)	備 考
市民対応の避難所開設	69	13,607	3月11日最大
福島県からの避難者対応の避難所開設	2	211	3月18日最大

(3) 日立市の主な震災対策の経緯

ア 日立市災害対策本部等の開催

会 議 名	開催回数	備 考
災害対策本部会議 (3月11日15時：災害対策本部設置)	138	6月17日までの回数
災害警戒体制本部会議 (6月20日：災害警戒体制本部に移行)	10	8月31日までの回数

イ 国・県・他市等の動向

3月11日	県知事に自衛隊派遣を要請
12日	陸上自衛隊120名体制で活動開始（第1師団） (幹線道路等障害物撤去、被災者安否確認、給水、食糧物資等運搬の支援等)
13日	災害救助法適用（3月11日から） 激甚災害指定
16日	被災者生活再建支援法適用（3月11日から）
28日	陸上自衛隊撤収
給水活動支援	● 桐生市、渋川市、川崎市、常陸太田市（加圧式給水車派遣） ● 横浜市（水道復旧工事応援）

ウ ライフラインの復旧状況

電 気	3月16日に市内全域の送電完了
都市ガス	3月18日に市内最終巡回作業完了（供給戸数30,008戸）
上水道	3月21日に市内全域の通水完了
下水道	3月18日に応急復旧完了

2 復旧・復興事業に関する予算措置の状況（平成23年8月末現在）

（1）市民生活の早期再建（ソフト事業）に係る予算措置状況

（単位：千円）

分野・事業名		予算額	内容
総務	災害対策本部の設置・運営	7,020	支援物資運送費、車両燃料費、衛星電話設置費等
	避難所の設置・運営	18,447	食糧費、消耗品費、仮設トイレ賃借料、毛布クリーニング手数料等
	市役所庁舎災害対策	1,365	防災ヘルメット購入費
	り災証明書の発行	3,181	消耗品費、証明書郵送料
	被災者生活の再建	590,516	被災者総合相談窓口設置費、被災住宅修繕工事支援事業補助等
	その他事務費等	62,219	相談窓口・避難所等対応人件費、コミュニティ活動災害復旧支援事業補助、被災施設の破損備品購入費等
福祉	災害援護費	229,254	災害見舞金、災害弔慰金、災害援護資金貸付金等
	生活資金の貸付	51,485	生活資金貸付対策預託等
	その他事務費等	3,500	災害対応人件費
衛生	災害ごみ等の処理	784,136	臨時集積所整備・管理費、災害ごみ収集運搬費等
	宅地内水道施設の復旧支援	10,100	宅地内水道管修理費補助（水道・簡易水道）
	その他事務費等	2,304	災害対応人件費、被災施設の破損備品購入費等
産業	水産業の災害復旧支援	103,507	水産業災害復旧支援事業補助等
	農業の災害復旧支援	74	農協系統農業災害対策資金利子補給
	中小企業等の災害復旧支援	24,257	中小企業等被災建築物再建支援事業補助
	茨城港日立港区の災害復旧支援	300,000	茨城港日立港区モータープール整備資金貸付金
	その他事務費等	1,186	災害対応人件費、被災施設の破損備品購入費
土木	道路災害対策	83,600	道路等津波ごみ収集運搬費等
	公園災害対策	100	公園排水設備等清掃費
	公営住宅被災者入居支援	56,611	被災者入居用住宅設備設置費等
	その他事務費等	150	災害対応人件費
消防	その他事務費等	1,793	災害対応人件費
教育	学校・教育施設等災害対策	8,195	防災ヘルメット購入費、被災施設の破損備品購入費等
その他	災害対応予備費	100,000	避難所や災害対策本部の設置等に充用するための予備費
	震災復興基金の設置	1,000,000	震災復興基金積立金
合計		3,443,000	

(2) 公共施設の復旧・復興（ハード事業）に係る予算措置状況

(単位：千円)

	分野・施設名	予算額	内容
総務	市役所庁舎等	118,102	仮設庁舎の費用を含む
	各支所	1,700	西部支所、十王支所
	市民会館	15,328	耐震診断費を含む
	シビックセンター等	166,844	災害復旧工事等
	交流センター	88,834	交流センター12、地域体育館 4
	角記念市民ギャラリー	9,000	空調設備改修費
	防災対策施設	28,501	防災行政無線中継局、屋外拡声子局
	気象観測施設	200	電源通信用電柱移設費
	分譲団地等	39,420	普通財産土地法面復旧費等
	その他事務費等	450	復旧作業人件費
福祉	社会福祉施設	9,036	福祉プラザ出入口改修等
	ひまわり学園	158	園庭補修費等
	大みかけやき荘	120	フェンス改修費
	老人ホーム	12,365	萬春園、かねはた
	老人福祉センター	4,995	本宮、金沢、吹上荘
	老人いこいの家	7,000	かしま、すえひろ、砂沢、なかさと
	母子生活支援施設	5,000	池の川さくら荘受水槽改修費等
	保育園	61,319	くじ保育園園舎解体工事費等
	児童館	6,050	かしま、すえひろ
	母子療育ホーム	500	フェンス改修費
	日立太陽の家	300	門扉改修費
	女性センター	43,000	内外壁改修費等
	鮎川体育館	9,250	耐震診断・耐震補強設計費等
衛生	保健センター	850	外壁改修費等
	総合健康福祉センター	4,163	Jホール設備改修費等
	火葬場	1,978	中央斎場待合棟瓦改修費等
	清掃センター	18,648	焼却炉灰溶融炉設備改修費等
	し尿処理施設	515	機械設備修繕費等
	水道施設	192,818	予備費を含む
	簡易水道施設	1,982	ポンプ場修繕費
	霊園施設	40,931	東平、鞍掛山、十王、入野
	戸別合併処理浄化槽施設	600	浄化槽修繕費
産業	農業用諸施設	744	小石川取水口改修費等
	林道	3,000	路側崩壊復旧費、落石撤去費等
	日立地区産業支援センター	9,140	空調設備改修費、内壁改修費等
	プール・ホリゾンかみね	1,650	かみね市民プール余熱引込管改修等
	奥日立きららの里	23,000	ワクワクスライダー改修費等
	鶴来来の湯十王	7,255	女子露天風呂改修費等
	久慈サンピア日立等	31,531	電話交換機更新費、床張替費等

分野・施設名		予算額	内容
産業	海水浴場	7,400	駐車場舗装改修費等
	その他観光施設	1,314	鶯のバラダイス汚水処理施設改修等
	公設地方卸売市場施設	1,000	青果棟天井修繕費等
	動物園施設	18,750	小獣舎復旧工事費等
土木	道路	1,174,580	市道各所改修費等
	橋梁	5,000	JR こ線橋等点検費
	河川・排水路	215,368	河川・排水路各所改修費等
	都市公園等	156,800	都市公園等各所改修費等
	かみね公園	4,634	擬木柵更新費等
	公営住宅	148,706	公営住宅各所改修費等
	駐車場	5,830	常陸多賀駅前自転車駐車場等
	下水道施設	250,900	予備費を含む
	その他事務費等	5,826	復旧作業人件費
消防	消防庁舎	15,134	臨港消防署久慈出張所等
	消防施設	1,931	防火水槽修繕費等
教育	養護学校	600	外壁補修費
	小学校	402,443	仮設校舎の費用を含む
	中学校	65,300	各中学校改修費等
	幼稚園	4,543	各幼稚園改修費等
	図書館	30,301	記念、多賀、十王
	博物館	8,850	ホール天井改修費等
	勤労青少年ホーム	11,247	ホール天井改修費等
	会瀬青少年の家	37,000	テニスコート改修費等
	暇修館	263	漆喰壁修繕費等
	学校給食共同調理場	24,477	宮田、南高野、十王
	社会体育施設	67,094	スポーツ広場等
	市民運動公園	144,710	野球場、陸上競技場等
	その他事務費等	2,827	復旧作業人件費
	合計		3,779,105

3 計画策定の経過

(1) 日立市震災復興・防災対策特別委員会

日立市の復興と防災対策に関し、市議会において調査・提言等を行うため、日立市震災復興・防災対策特別委員会が設置されました。

≪ 日立市議会 震災復興・防災対策特別委員会 委員名簿 ≫

(敬称略)

役職	氏名	役職	氏名
委員長	佐藤 三夫	委員	薄井 五月
副委員長	永山 堯康	〃	青木 俊一
委員	黒澤 信弘	〃	助川 吉洋
〃	大庭 弘美	〃	伊藤 智毅

(2) 日立市震災復興会議

復興計画の策定に当たり、専門的な見地から幅広い意見を取り入れるため、教育機関や関係団体の有識者（市民）等で構成する日立市震災復興会議を設置しました。

≪ 日立市震災復興会議 委員名簿 ≫

(氏名五十音順・敬称略)

役職	氏名	所属団体等
座長	滝田 薫	茨城キリスト教大学 教授
副座長	須藤 修一	株式会社 茨城ポートオーソリティ 副社長
委員	秋山 光伯	日立商工会議所 会頭
〃	岩瀬 玲子	日立市十王地域審議会 委員
〃	小山 高一	日立市防災会議 専門員
〃	柴田 和彦	日立市コミュニティ推進協議会 会長
〃	館岡 司	株式会社日立製作所 電力システム社日立事業所総務部 部長
〃	蓮見 孝	筑波大学大学院 人間総合科学研究科 教授
〃	藤咲 康二	茨城県火災共済協同組合 専務理事
〃	和田 浩一	日立市観光協会 副会長

(3) 日立市震災復興本部

復興計画を策定するため、市長を本部長とし、部長以上で組織する日立市震災復興本部を設置しました。

《 日立市震災復興本部 委員名簿 》

役職	氏名	役職	氏名
本部長（市長）	吉成 明	本部員（生活環境部長）	中山 俊恵
副本部長（副市長）	小川 春樹	本部員（保健福祉部長）	國井 博之
副本部長（副市長）	福地 伸	本部員（都市建設部長）	古平 祐次
本部員（教育長）	河井 章夫	本部員（産業経済部長）	豊田 泰二
本部員（公営企業管理者）	白土 明	本部員（会計管理者）	助川 雅弘
本部員（政策審議室長）	赤津 敏明	本部員（上下水道部長）	菊池 真文
本部員（総務部長）	梶山 隆範	本部員（消防長）	佐藤眞理男
本部員（財政部長）	吉原 昌志	本部員（教育部長）	佐藤 守

(4) 計画策定までの経過

本計画は、市議会からの提言や、市民の意見等を尊重して策定されました。この策定の経過は、以下のとおりです。

《 日立市震災復興計画策定までの経過 》

年月日	会議等の名称	主な議題
平成 23 年 5 月 17 日(火)	震災復興・防災対策特別委員会 (1)	・委員長、副委員長の互選 ・今後の進め方について等
5 月 27 日(金)	第 1 回 震災復興本部	・震災復興計画策定の進め方等について ・策定スケジュール案について
6 月 3 日(金)	震災復興・防災対策特別委員会 (2)	・現地調査（本庁舎、道路、河川、漁港等）
6 月 6 日(月)	震災復興・防災対策特別委員会 (3)	・現地調査（日立市民会館、シビックセンター、市民運動公園中央体育館、水木小学校、くじ保育園、久慈サンピア日立、茨城港日立港区等）
6 月 22 日(水)	震災復興・防災対策特別委員会 (4)	・震災の課題の検証について
6 月 27 日(月)	震災復興・防災対策特別委員会 (5)	・現地調査（日本原子力発電株式会社東海第二発電所）

年月日	会議等の名称	主な議題
6月29日(水)	第2回 震災復興本部	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興計画の基本方針案について 主な公共施設の被害状況及び今後の対応方針案について 震災対応における課題の検証等について
7月4日(月)	第1回 震災復興会議	<ul style="list-style-type: none"> 座長、副座長の互選 震災復興計画の策定体制等について 日立市の被災状況について
7月7日(木)	震災復興・防災対策特別委員会(6)	<ul style="list-style-type: none"> 震災の課題の検証について 復興計画の基本方針案について
7月14日(木)	震災復興・防災対策特別委員会(7)	<ul style="list-style-type: none"> 震災の課題の検証について
7月21日(木)	震災復興・防災対策特別委員会(8)	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査(福島県いわき市)
7月22日(金)	第3回 震災復興本部	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興計画の素案について
7月27日(水)	第2回 震災復興会議	<ul style="list-style-type: none"> 震災時の対応に関する課題の整理等について
7月28日(木)	震災復興・防災対策特別委員会(9)	<ul style="list-style-type: none"> 震災対応における主な課題の検討について 震災復興計画の骨子案について
8月4日(木)	第4回 震災復興本部	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興計画の素案について
8月8日(月)	第3回 震災復興会議	<ul style="list-style-type: none"> 震災時の対応に関する課題の整理等について 震災復興計画の骨子案について
8月10日(水)	震災復興・防災対策特別委員会(10)	<ul style="list-style-type: none"> 中間報告の骨子案について
8月22日(月)	第5回 震災復興本部	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興計画の素案について
8月29日(月)	第4回 震災復興会議	
8月30日(火)	震災復興・防災対策特別委員会(11)	<ul style="list-style-type: none"> 中間報告案について
9月1日(木)	市議会 本会議	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興・防災対策特別委員会の中間報告(提言)
9月6日(火)	震災復興・防災対策特別委員会(12)	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興計画案について
9月8日(木) 9日(金)	市議会 各常任委員協議会	
9月12日(月)	市議会 幹線道路整備促進特別委員会	
9月13日(火)	震災復興・防災対策特別委員会(13)	
9月26日(月)	市議会 全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興計画について(報告)

以上

日立市震災復興計画

平成 23 年 9 月
日 立 市

日立市震災復興本部
〒317-8601 日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号
TEL.0294-22-3111